



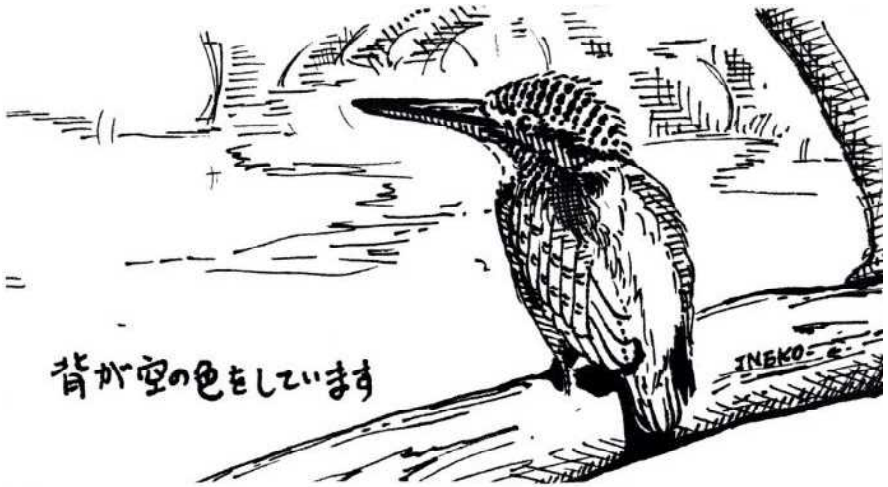
2004年 8月15日発行（隔月刊）



う 羽 化 か

2004年8月
第 45 号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
 〒231-0851 横浜市中区山元町2-105 Tel 045-641-1290
 発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
 編集責任者 宇田川 幸 子



背が空の色をしています

目 次

卓話演題「今日の中国の特徴と日中関係」（後編）（村田 忠禧）	1
連載「点字から識字までの距離」（4 2）（山内 薫）	8
主要症状に対する理療施術（2）（小池上 惇）	12
漢点字体系に使用する記号について（平瀬 徹）	15
酔夢亭読書日記（5）（安田 章）	17
ご報告のご案内	20
漢文のページ	25
平野久美子と短歌鑑賞	27

「以下は、横浜国立大学教育人間科学部教授の村田忠禧先生が、本年四月十六日に、横浜東ロータリークラブで行われた卓話です。前号に引き続き、後半を掲載致します。ご精読下さい。」

卓話演題

「今日の中国の

特徴と日中関係」後編

横浜国立大学教育人間科学部教授

村田 忠禧

明治時代になって琉球はそれまでの中国と日本のいづれとも関係を持ついわゆる「両属」関係から、日本の一つの県、沖縄県となります。

ただしこの日本の沖縄にたいする単独支配の体制はただちに確立したものではありませんでした。

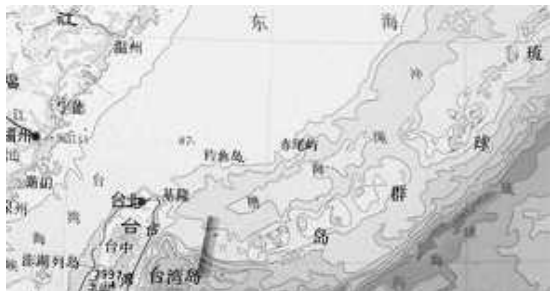
当時の清国はそれを認めようとしなかったし、琉球の旧支配者たちの中にも反対勢力がおり、その人々は中国福建省の福州にあった琉球館を根拠に活動していました。

当時の日本政府は琉球を自分の支配下に置いたあと、その次は台湾だ、朝鮮だと次第に野望を大きくしていきました。

そのなかでこの釣魚島（日本では日本語風にそれを魚釣島と読んでいますが、この呼び方の源が中国語の釣魚島あるいは釣魚嶼にあることは明白です）を日本の領地にしようとする動きが出てきました。

ただしいくらここが無人島とはいえ、歴史書にも記されていることもあり、もし日本がここを領有するとなると、清国政府の日本に対する警戒心と呼び起こすことが懸念されるという意見を、当時の沖縄県令が上申しますし、外務当局も小さな無人島のことで清国との間で「不要のコンプリケーション」を引き起こすのは得策ではない、との意見を出します。

一八八五年のことです。

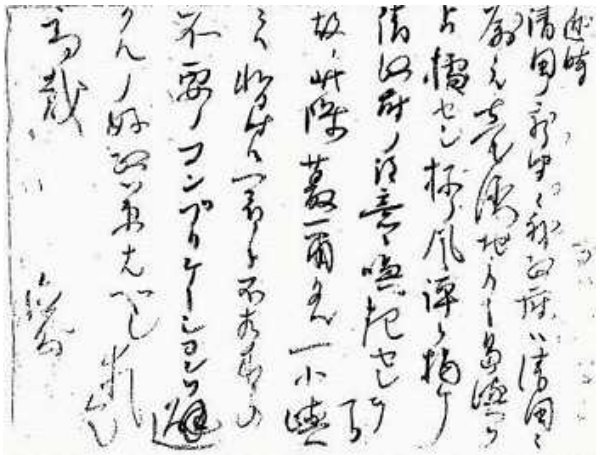


その結果、この時（一八八五年）、日本政府は国標建設をしませんでした。

日本がこの島に国標を建てることを閣議決定するのはその一〇年後の一八九五年一月のことです。すでに日清戦争は最終局面に入っており、日本の勝利は確定的でした。

日本は台湾を領有するために既成事実として澎湖諸島、台湾への上陸・占領作戦を準備していました。

その時にこれらの島に日本の国標を建てるという決定を出すのです。それはもはや清国の警戒心など気にすることは無い、という事態になっています。



つまりこの島々が日本の領土に組み入れられた、といつてもそれは戦争の勝利に乗じたものであって、正々堂々としたものではない、ということとを忘れてはなりません。

台湾は日清戦争の結果、日本が領有しましたが、日本のポツダム宣言受諾による敗戦により、中国（当時の中華民国）に返還されました。だからこの島々も中国に返還された、と見なすべきか、という点、中国政府は当時この島の領有権の問題についてまったく問題にしていません。

中華民国政府が問題にしていなかっただけでなく、その後に成立した中華人民共和国政府もこの島の領有権問題に関心を示した形跡がありません。

実は赤尾嶼などはアメリカ軍によって射爆場とされてきました。

もし中国政府がここを自国の固有の領土である、と見なすのなら、自国の領土を射爆場にしているアメリカに抗議すべきと思うのですが、そのようなことはしていません。

この島の領有権を問題にするようになったのは一九八〇年代末にこの島の周辺海域に海底石油資

源が埋蔵されている可能性がある、と言われるようになってからのことです。

それ以前は日本側も中国側もこの島の存在をすっかり忘れていました。これはそれぞれの国で出版する地図を見れば明らかです。

中国が出す地図で一九七一年以前にこの島を自国の領土であると明示したものは存在しません。

同様なことは日本の文部省検定済み地図帳についても言えます。

一九七一年以前の地図帳には何も載っていないのが、一九七二年以降になると急に中国との境界を示す線が上に伸ばされて、尖閣諸島という名称が追加されています。

お互いに領有権問題が発生してからあわてて追加した、というのが事実です。

この点について一九七二年七月当時、中国の周恩来総理は日中国交回復のため訪中した竹入公明党委員長に、この問題を自分たちは知らなかった、竹入さんも知らなかったでしょう、と率直に述べています。

そして日中国交回復にあたってはこの問題は取り上げないようにしましょう、と提案しています。

この時点までにすでに中国も日本もそれぞれ領有権を公式に表明しています。それなのに周恩来総理は竹入委員長にこのような発言をしているということに注目すべきだと思います。

というのは、もし単に自国の利益という立場に立つだけならば、こんな発言は絶対にありえませんが。

周恩来総理と竹入委員長との間に、日本と中国との平和で友好的な新しい関係を築こうという共通の理解があったからこそ、このような率直な話し合いができたのだと思います。

この点で現在の日中間の首脳交流の停滞ぶりとは大きく異なります。

同様なことは鄧小平副総理の対応でも言えます。

彼は一九七八年十月の日中平和友好条約調印の時に来日し、この問題について棚上げ論を展開します。

自分たちの世代は知恵が足りないのです、急いで解決する必要はない、次の世代の人々の英知に託そう、という主旨の発言を日本記者クラブで行いますが、これは大変哲理を含んだ発言であると言

えます。

この島の領有権については日本も中国も本当に固有の領土、神聖な領土と主張するにはいづれも十分な根拠があるとは言えません。

しかも小さな無人島です。石油が出るかどうか、実はあまり確実ではありません。

出そうだとでも言っておかないと人々の関心が集まらないから言っているのではないのでしょうか。

そのような小さな問題で日本と中国が諍いを起こすことは、両国の平和と発展、ひいてはアジアや世界の平和と発展のために役立ちません。

危険なのは領土問題を使って狭隘な民族主義を煽り、相手の国に対する反感を巻き起こそうとする勢力が日本にも中国にも存在することです。

今回の動きを見てもそれは明白です。

かつて中国人のいわゆる釣魚台防衛運動というもの、主に香港や台湾にいる中国政府の政策に不満を持つ勢力の動きでした。

それが今や中国大陸にも伝播し、浙江省からこの島への上陸を目指す船が出航する事態になっています。

中国のマスコミもかなり大々的に持ち上げて紹介しており、下手をすると中国人の反日感情を煽ることになりかねません。

幸いにも日本政府は逮捕した七名を釈放しましたし、日本側から上陸を企てる動きをも押さえています。

もしもお互いに自国の領土だ、と主張して上陸行動を繰り返していったら、日本と中国との関係に大変良くない結果を招きます。

ですからお互いにこの島への上陸活動をさせないこと、この島の問題を利用して両国の友好関係に水を差し、対立を煽る動きには、日本であろうが中国であろうが反対することが大切だと思います。

中国を知るための方法



このような問題が発生した時、大切なことは自国で一般に流布している観点を絶対化しないことです。

誤解してほしくないことは、私は中国の観点が正しい、それを受け入れるべきだ、と主張していることではありません。

相手の存在を認め、その主張にも耳を傾け、総合的に判断し、意見の対立があつたとしてもそれを平和的に解決する努力をする必要がある、という事です。

では具体的に中国の観点、主張をわれわれはどのようにすれば知ることができるのでしょうか。いまはいろいろ便利な方法がありますが、そのなかでもぜひみなさんに紹介したいのはインターネットの活用、ということです。

中国でもインターネットが盛んになっていきます。



中国のホームページは大半が中国語ですが、日本語に訳されているものもあります。

とりわけ新聞社系や政府系のサイトにそれがありますので、ぜひみなさんにそこにアクセスしていただき、自分の眼で中国の主張というものを見ていただきたい。

これは決してそれを信じるとか、同調しろ、という意味で言っているわけではありません。

繰り返しになりますが、大切なことは相手の主張に耳を傾けること、もし自分の理解を越える主

張がこ所で展開されているとしたら、何故なのだろうか、とその原因にまで踏み込んで考えることの大切さを訴えたいからです。

以下にそのサイトのＣＲＯＱを紹介しておきますので、ご自身で試しにアクセスしていただければ幸いです。

人民網 日本語版

<http://fpj.peopledaily.com.cn/home.html>

人民日報社系列の人民網日本語版は一九九八年十二月から中国に関する総合的な情報を提供しています。

中国網

<http://www.china.org.cn/japanese/index.htm>

国務院新聞弁公室が管轄する外文出版発行事業局が運営するもので、日本語も含め八種類の言語のサイトがあります。

人民中国

<http://www.peoplechina.com.cn/>

中国を紹介する月刊雑誌『人民中国』のホームページです。

北京週報

<http://www.pekinshuho.com/>

かつては中国から航空便で送られてくる週間情報誌として有名だった『北京週報』は現在、インターネットでのみ読むことができます。

中国国際放送局日本語放送（北京放送）

<http://jp.chinabroadcast.cn/>

北京放送日本語版のホームページです。

これらは中国の広報的役割を担ったサイトです。

日本以上に中国語以外の言語での広報活動に熱心だ、という点に注目すべきと思います。

日本はもともと海外の人々に、日本語以外の言語を使用している人々に日本のことを知ってもらうための努力をすべきで、多様な言語でのホームページの展開というものを実践していくべきでしょう。その点では中国の積極姿勢に学ぶべきだと思います。

この他に、北京や上海にいる日本人が開設しているサイト、あるいは日本にいる中国人が開設しているサイト、あるいは日本人と中国人が共同運営しているサイトなどさまざまありますので、日

本語で中国の情報を入手することもかなりできるということを知っていただきたいと思います。

（というか、私自身はこのような日本語による中国情報のサイトはほとんど利用しておりません。今回みなさんに紹介するために調べて、こんなにいろいろあるのか、と驚いている次第です）

映画を通して 中国を理解する



私が大学に入学したのは一九六五年で、その頃はまだ中国と国交がありませんでした。

したがって中国に留学することはできませんでしたが、中国人との交流ということがほとんど考えられない時代でした。

留学したことのない私がどのようにして中国語を学んだかといいますと、現代中国映画上映会という中国映画の自主上映会を作り、毎月一回中国の映画を上映する活動をするを通して学んだのです。

私にとって字幕のない映画に自分たちで字幕を作る、ということが最高の学習方法でした。

いま大学で中国語を教えています。教室で教

える中国語よりも映画を見て学ぶ中国語のほうが生きた中国語を習得できます。

映画を語学学習の手段とするだけでなく、人々の暮らしぶりや生き方・考え方などを知るための手段として大いに活用すると思います。

われわれは旅行者として中国を旅しますが、その時に家庭訪問をしたところでそれはあくまでもお客さんとしての訪問に過ぎません。

しかし映画を通して知る世界は、たとえそれがフィクションであっても、彼らの内面の世界を展開して見せてくれているわけですので、とても貴重です。簡単な話、われわれがある家を訪問しても、夫婦喧嘩の現場を知ることにはほぼ不可能ですが、映画ならそのような場面に遭遇することはかなりあります。

たまたま入手したチラシですが、今年の五月一日から神田神保町の岩波ホールで「上海家族」という映画が上映されます。

私はまだこの映画を見ていませんが、ぜひ見に行きたいと思っています。

みなさんもぜひ映画を中国理解の一つの手段として活用していただきたいと思います。

日本と中国との関係は政治的にはいろいろ摩擦が発生していますが、経済の面を見ますと相互依存関係はますます強まっています。

これまでは中国との関係というと、日本人の旅行、日本の製品が中国市場に広まること、企業が中国に進出することといった、日本、日本人が中国に入っていくことが中心でした。

しかし今後はそのような傾向がいつそう強まり拡大するとともに、中国の製品だけでなく、中国の企業が日本で活動を展開していくことや中国人旅行者が日本に大勢やってくる時代になるようになります。

いわば相互浸透の時代です。ますますお互いに相手の存在を無視することはできなくなります。

そのため相互理解がいつそう大切になります。その意味でも架け橋の役割を果たす留学生の存在は重要です。

今後とも引き続き留学生への支援をよろしくお願いいたして、簡単ですが私の報告とさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

点字から識字までの距離 (42)

山内 薫 (墨田区立緑図書館)

知的障害の方への

図書館サービス (二)

障害者サービスの

考え方 その一

公立図書館の障害者サービスは、当初、心身障害者へのサービスというふうに捉えられていました。

しかし、現在では「図書館利用に障害のある人へのサービス」という、いささか長い名称で呼ばれるようになっていきます。

つまり、図書館や資料を利用する時に何らかの障害が生じた場合、その障害をいかに取り除くかということが課題となったのです。

心身障害者であっても、一般の人と何ら変わりがなく図書館を利用できる人もいれば、一般の人でも病院に入院してしまったり、骨折などで図書館

へ行くことができなくなることは誰にでもあり得ます。

また、今までは不都合なく本を読むことが出来ていたのに、高齢になって活字の小さな本を読めなくなるといふこともあるでしょう。

かつて、ある理髪店の団体が自分たちの休日である月曜日が図書館の休館日と重なって利用できないので月曜日も開館して欲しいという要望を某図書館に出したことがあります。休館日や開館時間の関係で利用が出来ないという方もいます。

このように図書館や資料を利用しようとした際生じる障害は、利用しようとする人に帰せられる障害ではなく、そうした利用者に適切なサービスや資料を提供できていないという「図書館側の障害」であると捉えられなければなりません。こうした観点から見た「図書館利用の障害」は、大きく以下の三つにまとめられます。

一、物理的・制度的な障害

先に述べましたように、病院に入院してしまったり、施設に入所していたり、身体的な状況から

外出が困難であったりする人をはじめ、開館日や開館時間の関係で利用が困難な人もいます。

こうした人に対しては郵送貸出や自宅配本サービスを実施している図書館があります。

知的障害の方の場合には心理的な抵抗もあるようですし、図書館の資料に馴染みがないということもあるようです。

先日墨田さんさんプラザという知的障害者の授産施設を見学に行きました。

そこは、道路を隔てた前が公園で、そこに図書館があるのですが、昼休みに公園で過ごす人が多いにもかかわらず、その図書館を利用している人はいないようでした。

やはり敷居が高いとか馴染めないものがあるのだと思います。こうした図書館利用の障害に対しても図書館側からのアプローチが欠かせないでしょう。

制度的な障害というのは、利用規則そのものが入館を拒否していたり、利用を制限していたりする場合があります。



二〇〇〇年の八月に「欠格条項をなくす会」という団体が東京近辺の図書館の利用規則を調査したところ「精神病」「精神病者」「精神的欠陥」などを理由に入館制限をしている公立図書館が都内に三館あることが分かりました。

同会が申し入れをしたところ、その内の二館は図書館利用規則の該当部分を削除したということです。精神病の方が利用規則によくある酩酊者などと一緒にされてしまった例です。

また点字図書館で製作された録音図書は著作権法上視覚障害者にしか利用が許されていませんので、寝たきりの人や本を持つことの出来ない人などは、事実上点字図書館のテープを利用できないこととなります。



また日本郵政公社の内国郵便約款では、盲人用郵便物は無料の取り扱いをすることになっていますが、これも盲人の福祉を増進する目的で設置され、認可を受けた施設だけが無料扱いになります。

従って、視覚障害者以外の録音図書が必要とし

ている読書障害者には適用されません。こうした法的、制度的な障害も図書館利用の障害と捉えることが出来ます。

二、情報摂取あるいは資料をそのままでは利用できないという障害

資料をそのままでは利用できない人に対しては、その資料をその人が利用できる形態に変換して提供しなければなりません。

もともと、障害者サービスは視覚障害の方へのサービスが中心でしたから、本をカセットテープに吹き込んだ録音図書、点字図書、拡大写本などの資料が障害者サービス用資料として作成されてきました。

しかし、録音図書などは視覚障害以外の様々な読書障害者にも利用が可能であることが分かってきています。

墨田区の図書館などでも視覚障害者以外の方の録音図書の利用が随分あります。



脳性まひのために就学を免除され、文字を習わなかったために、仮名だけは独学で読めるようになったものの漢字が読めないで、子どもの本しか読めないという人、手足が不自由で座ることも独力では困難なために物理的に本を読むことが出来ない方、寝たきりのお年寄り等々何人の方が録音図書を利用しています。

この連載の(一五)や(三二)(三三)で紹介したディスレクシア(学習障害の一つで読み書き障害ともいわれています)の人にとって、音声資料は欠かせないものとなっています。

アメリカにある非営利団体のRFB&D(レコーディング・フォー・ザ・ブラインド・アンド・ディスレクシク)という一九五〇年に設立された施設は、もともと視覚障害の学生を支援する団体でしたが、次第に視覚障害の利用者よりもディスレクシアの利用者のほうが多くなり、一九九五年には名称にディスレクシクを加えました。

二〇〇〇年現在利用者の七〇%がディスレクシアだそうです。

また、スウェーデンなどでは既に一九七〇年代から視覚障害者以外の録音図書利用者についての

レポートを発表しています。

その利用者は精神障害者、知的障害者、行動障害者、長期療養者など多岐にわたります。

録音図書もゆっくり読む、本と一緒に併用するなど様々な工夫がなされています。

こうした読むことに障害を持っている様々な人に対して、図書館はその人が読める形態に資料を変換することが求められています。

もう二〇年以上前になりますが、川崎市の盲人図書館を見学に行った時に、とても衝撃的な場面に出会いました。

それは、弱視の職員が全盲の職員に「点字毎日」の対面朗読を受けているという場面でした。

対面朗読は目の見える者が目の不自由な人に対してその場で読むものという觀念しかなかった私にとって、それはとてもショッキングな場面でした。

当時の「点字毎日」は点字版がオリジナルで、今のようにフロッピー版や墨字版が発行されていませんでしたから、「点字毎日」の記事を読むためには点字が読めなくてはならなかったのです。



ですから、点字の読めない人は点字資料を利用する上での障害があるということになるのです。かつて、点字の手紙を貰ったけれども点字が読めないのも何と書いてあるのか読んで欲しいと一般の利用者が図書館に来館したケースが何度かあります。

ですからこの資料利用上の障害も障害者や高齢者への一方のものではなく、すべての人に係わる双方向的な障害といえるでしょう。

ましてこれが漢点字ということになれば、現状ではほとんどの図書館がお手上げ状態でしょう。

さらにこれからの公立図書館では図書館資料に限らず、様々な情報摂取の障害に対応していかなければならないと考えています。

私も何人かの一人暮らしの視覚障害者宅へ宅配に行っています。その際郵便物を確認して、その中味を読んだり、電気、水道、ガスなどの領収書を読んだり、新しく購入した機器の取扱説明書を読むというようなことが数多くあります。

こうした日常生活情報を摂取することに障害の





ある方に対して、それらの情報を提供することも地域の公立図書館の大きな役割ではないかと思えます。

「ふれあいセンター」でドングリころころの歌を唄いながら同名の紙芝居を上演しているところ。

主要症状に対する

治療施(二)

小池上 惇



二 頸腕症候群

(一) 頸腕症候群の概要

頸腕症候群とは、腕神経叢・自律神経・鎖骨下動脈などの刺激による頸・肩・腕の痛みを主体とし、指などの痺れ感・知覚鈍麻・運動障害や自律神経障害などを起こす病状を総称したものです。これは大きく次の二つに分けることができます。

ア 頸椎症（変形性頸椎症・頸椎椎間板ヘルニア）

頸神経の神経根が圧迫されて起こるもの。

イ 胸郭出口症候群（斜角筋症候群・頸肋症候群など。）

腕神経叢や鎖骨下動脈などが圧迫されて起こるもの。

(二) 東洋医学的な見方

東洋医学では、肩から腕の痛みを痺症と言います。これは、風・寒・熱などの作用により気血の流れが乱れたもので、それぞれ原因となる外因によつて、風痺・熱痺・寒痺などと呼ばれます。

また、痛む部位と経絡との関係も考慮し、臓腑の病も考慮する必要があります。

(三) 注意を要するもの

上肢の痛みを訴える場合でも次のような症状が現れた場合は重症疾患が考えられるので、直ちに医師の診察を受ける必要があります。

- ア 前胸部の痛みや胸の重苦しさがあり、痛みが左上肢に放散するもの：狭心症や心筋梗塞
- イ 夜寝ているときでも痛み、その痛みが次第に強くなる場合：悪性腫瘍



(四) 頸腕症候群の検査

ア 頸椎症の検査

スパーリングテスト：頭を痛む側に曲げ、検査者は頭の上から圧迫する検査。この検査で頭を曲げた側の頸・肩・腕に痛みが起こったり増したりする場合は陽性となります。

ジャクソンテスト：頭をできるだけそらし、上から頭に圧を加えるテスト。これによつて痛みを訴える側の痛みが増せば陽性となります。

イートンテスト：頭部を痛む側と反対側に傾け検査者は痛む方の手を下に引く。このとき痛みが増せば陽性となります。

イ 胸郭出口症候群の検査

アレンテスト：腕を水平に横にあげ、肘を直角に曲げて前腕を垂直に立て橈骨動脈を触診します。続いて頭を検査側と反対に向け、橈骨動脈の拍動が弱くなるか消えれば陽性となります。

アドソンテスト：患者を椅子に腰掛けさせ、両手を自分の腿の上に置く。両側の橈骨動脈の拍動を触知する。次にできるだけ患者の頭を後ろにそらせ左右いずれかに向け、橈骨動脈の拍動

を触知する。拍動が弱くなるか消えた側を陽性としします。

ライトテスト：患者を椅子に座らせ検者は患者の後方に立つ。片腕の橈骨動脈を触診し

ながら患者の上腕を上挙げさせる。このとき症状の再現や動脈の拍動が減弱または消失した場合は陽性としします。



エデンテスト：患者に胸を張らせ肩を後下方に引かせる。検者は橈骨動脈を触知し、その動作で橈骨動脈の拍動の減弱または消失あるいは症状の誘発や増強を認めた場合陽性としします。

このようなテストは一般の人にとっては難しいのですが、おおよその目安として、頸を後屈したときに痛みが増す場合は頸椎症、ハンドバッグや鞆などを下げたときに痛みが増すが助鎖症候群、吊革につかまったりするときなど手を挙げたときに痛みが増すのが過外転症候群、何となく手が重だるく頸を曲げたときに痛みが強くなるような場合は斜角筋症候群が考えられます。

(五) 上歯痛の治療

頸腕症候群と神経痛を含めた上肢痛の治療につ

いて書きます。

肩こりに対する治療とほぼ同じですが、障害のある神経根周囲の血流改善を促し、炎症や圧迫による神経根の機能を回復させ、神経に沿ってあらわれる反応点に施術して痛みのある部位の鎮痛を図ります。

頸椎症では頸椎両側の圧迫を中心に、肩背部のマッサージを行います。

胸郭出口症候群のうちの斜角筋症候群では前頸部から鎖骨上窩を中心に施術し、鎖骨上顆の中央にある缺盆の圧迫を行います。

肋鎖症候群では鎖骨下部を重点に施術し、鎖骨下部の中央にある気戸というツボを圧迫します。

また、過外転症候群では前胸部の外側上部を中心に施術し中府というツボを圧迫します。

上肢の神経痛には橈骨神経痛・正中神経痛・尺骨神経痛があります。

橈骨神経痛では曲池・合谷、正中神経痛ではげき門・大陵、尺骨神経痛では小海に圧迫法を行います。どの神経痛に対しても上肢はもちろん頸肩部にもマッサージを行うことにより症状の改善が見られます。

マッサージに併用して温熱療法を行えば更に効果が期待されます。

上肢の神経痛に用いられる経穴の部位は次の通りで

す。

曲池：肘関節の外側部
 合谷：第一・第二中手骨の間
 げき門：前腕前面の中央
 大陵：手関節前面の中央
 小海：肘関節の後面内側

今回は腰痛について書きます。



**漢点字体系に使用する
記号について**

平瀬 徹

一昨年十二月より、日本漢点字協会では、漢点字体系で用いる非漢字の統一を検討しています。本年七月四日の第八回記号検討委員会からは、

本会の岡田代表にも加わっていただいています。

「うか」第四十四号で岡田代表が本会の漢点字訳の基準を書いておられますが、ここでは委員会に参加して私が受けている感触を書いてみたいと思います。

まず、漢点字でもかな点字でも、触読に馴れた者にとっては、記号はできるだけ少ないほうが良いことは言うまでもありません。

私が盲学校小学部に入學したときの国語の教科書には、句読点は一切ありませんでした。

二年生になったときの教科書から、句点が採用されたのですが、一年生のときの「夏の生活」という宿題用の教材に句点が使用されていて「この記号、何だろう？」と悩んだことを今も覚えています。



確かに読点がなくても、必要な所だけ二マス空ければ十分意味は通じ、それもかな点字の文化だと思えます。

しかし、それは視覚障害者が自分で文章を書くときのこと、点訳ということになると、作者の意図を正しく伝えることが重要ですから違ってくると思いません。

今も「点字毎日」には句点は使用されていても読点
は使用されていません。これは、読点を使用すると、
売れ行きに響くからかもしれない。

漢点字の記号も、創案当初は句点は使用されておら
ず、読点はマス空けで代用していました。

記号検討委員の中には、川上先生から直接漢点字を
学ばれた方が多いため、ルビに七の点を用いることに
抵抗を感じる方が多いのだと思います。

一方、中途失明後間もない触読が遅い方々にとつて
は、記号が少ないとどこまで読んだか分からなくなる
ことがあるようです。

漢点字によって文字文化を取り戻すためには、漢
字、ひらがな、カタカナ、そして記号によるリズムが
大切なのです。

児童書には総ルビのものがたくさんあります。

委員会では「ルビは短いから、開きと閉じの区別も
ない二・三・五・六の点で囲めばよい。

盲教育には特別に配慮した資料を作成すればよい。

せっかく二・三・五・六の点が残っているのだから、
これを使わないのもったいない」という声が大
きいのです。

カタカナ終わりの二・三の点と読点の五・六の点が

続くと違和感があるので、カタカナ符は読点の前ま
で有効にしてはという意見が出ました。

括弧の外で始まったカタカナが括弧の中で終わっ
ても有効にすればという声もありました。

私は、カタカナ符は中点は超えてもいいけれど、
読点や括弧開きを超えるのはかなり乱暴だと思いま
す。

……とここまですが岡田代表も出席して下さった七月
四日の委員会での話でした。

七月十九日には、記号検討委員会の後、評議員会
も行われ、オブザーバーとしてご出席の方からもご
意見を頂きました。

委員会では、カタカナ始まりの記号を終わりと区
別して二・三・五の点にしてはと提案しています
が、「パソコン」という場合、二・三の点では
「パ」の六の点との間に一マス空いてしまうので、
二・三・五の点のほうが触読しやすいというご意見
でした。

カタカナ符については、数符や外字
符のようにフラグを立てるようにし、
漢字や数字、アルファベットが来たとき
はカタカナ終わりの符号がなくても



効力を喪失するようにすればよいのではという意見が出ました。

羽化の会でも最初使用していた「おしやべりワープはつてんか」では、漢字がくるとその後は必ずひらがなになりました。

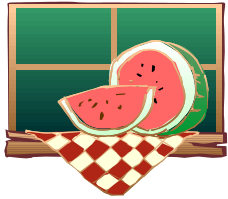
かな点字体系でも、数字の後にア行カラ行がくるときはつなぎ符が必要ですが、その他のかなの場合ほとくに符号は必要ありません。

アルファベットの後も、助詞がくるときはマス空け、その他はつなぎ符です。

これと同様、漢点字でもカタカナからひらがなに変わるときだけ終わりを表す符号が必要、読点と中点は超えてもカタカナの効力は続くというようにすれば、日本語のリズムも維持できるのではという意見です。

カタカナ終わり符号が空くと、それをルビの終わりに用いることができ、総ルビの児童書も違和感なく読めるようになるかもしれません。

皆さんはどう思われますか。



酔夢亭読書日記 第五回 安田章

「借金（金銭消費貸借契約）その他

お金を巡る問題について」その二

酔夢亭は自由と独立を求めてやまない人間であるが、現実には自由と独立を獲得しているか否かとは又別の問題である。

求めよ、さらば与えられん、ドリームズカムトゥルー、そのように信じて明るく生きていくのが精神上にも、老年性鬱を避けるためにもよろしいのではないかとハカナク自己慰安してゐるわけだ。

その昔、自己満足というものを忌み嫌っていた酔夢亭も随分変わったものである。

歳月は人間を変える。

ローリングストーンは昔むささないというが、角が取れすぎてつるつるすべすべにならざるやうのも如何なものか、と思わないでもない。

さて、人がこの世に誕生すると法的には皆平等である。

「私権の享有は、出生に始まる。」（民法一条の三）わけである。

そして、死亡と共に私権も終了する。

この私権があるから、いろいろ契約を結んだりできるわけで、そのかわりいったん契約を結ぶとその契約内容に法的に拘束される。

金銭消費貸借契約もそうである。

お金を借りるということは契約を結ぶということだ。借りたお金は自由に使える。

ギャンブルに使うのが、馴染みのスナックに入れ込もうが、ブランド漁りしようがご随意である。

借りた元本とその期間の利息を返済期日通りに返済すればなんの問題も起こらない。

私権を享有するということは権利を得ることができ、義務をも負うということに他ならない。

これは契約社会では当たり前のことであるが、金銭債務についてはともすればこの当たり前のことを忘れてしまうから不思議だ。

金銭について、貸す側の心理、借りる側の心理などを研究してみるのも面白いかもしれないが、今回は立ち入らないことにする。



ともかく、もらったわけでもない限り、借りたお金はできれば返した方が良いでしょうである。ここまでは常識である。

ただし、条件がある。借りた元本+利息制限法の利息以内で返した方が良く、という条件である。

利息制限法第一条① 金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約は、その利息が左の利率により計算した金額をこえるときは、その超過部分につき無効とする。

元本が十万円未満の場合

年二割

元本が十万円以上百万円未満の場合

年一割八分

元本が百万円以上の場合

年一割五分

法律がはっきり無効である、と定めているので、こえた部分の利息は払う必要が無いどころか払いすぎている場合は、過払い金として返還してもらっても可能である。

ところで、消費者金融社が利息制限法違反の利息で堂々としかも派手にテレビでCMを流し続けているのは皆様ご承知の通りである。

チワワや美人女優を起用し、親しみやすさを宣伝しているが、実態はサラ金という高利貸しに他ならない。



「サラ金」というのは「サラリーマン金融」の略称で、一九六〇年頃に発生したと見られる。

サラ金が社会問題化されたのは、一九八〇年前後のことで、サラ金苦での一家心中、自殺、夜逃げなどの記事が新聞紙上を賑わしていたことを記憶されている読者も多いことであろう。

最近では、「サラ金」大手は一部上場を果たし、この不況にもかかわらず収益を伸ばしている。

収益が伸びるのは当たり前で、銀行や生命保険会社から低利（二％台）で借入れ、客には二七〜二九％高利で貸し出すのであるから、これは良い商売である。

商売っ気のある御仁なら、貸金業というのも面白い事業と感じられるのではないか。

正義感の強い人には向いていないかも知れないが、正義感という言葉を使ったついでに考えてみるに、晴れた日には嫌というほど傘を貸してくれるのに、ずぶ濡れになっているときに傘を返せという、銀行って如何なる社会的存在や？銀行などに一顧だにされない酔夢亭にだって、銀行の不人情さ、薄情さはよく分かる。

銀行が、低金利で融資条件をゆるめ、ちよつとの手助けで生き返る個人や零細企業を支援する姿勢があれば、これほど



高利の「サラ金」の類がのさばることの歯止めには貢献できたはずである。

公的支援を受けるばかりでなく、少しは社会貢献もしてね、銀行さん！

さてさて、話が横道にそれてきた感じがするので軌道修正すると、なぜ、利息制限法違反の利率で貸出ができるかという問題である。

実をいうと金利に関する法律はもう一本、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（略称「出資法」）というものがあり、こちらの方が利息制限法より金利が高く設定されている。

この「出資法」による現在の上限金利は二九・二％である。

金利の変遷をざっと見ると、「出資法」が制定された一九五四年の上限金利は年一〇・五％、サラ金問題発生を機に年七・三％（一九八三年）、年五四・七五％（一九八六年）、年四〇・〇〇四％、つい最近の商工ローン問題を契機に、現在の金利二九・二％になった。

「サラ金」業者が利息制限法金利を無視して「出資法」金利の範囲で商売するのは、「出資法」の方には罰則規定があるからに他ならない。

利息制限法には罰則規定が無く、民事上の有効、

無効が争えるだけである。

無効な金利でも任意に、つまり納得して支払ってしまい、法律的争いを提起しなければ有効になってしまうのである。

金銭債務を有利に解決するためには、この無効部分を明らかにすれば良いわけである。

しかし、罰則は無い。

かたや「出資法」には罰則規定があり、貸金業者が上限金利年二九・二%以上で契約をしたりすると、懲役三年以下もしくは三〇〇万以下の罰金などが科される。

罰則がある方に従うのは世の習いであり、路上喫煙禁止条例を見れば、よく分かる。

千代田区で実際に罰金を取るようになって、歩きタバコが激減したというから、罰則があるかないかで法律の効果はてきめんに現われる。



そういうわけで、「サラ金」やカード会社（「〇〇とかの〇とかセゾンカード」）のキャッシングの金利は二九・二%に限りなく近く設定されているわけである。

そして債務者が利息制限法以上の利息を支払ったとしても、それが「貸金業の規制等に関する法律」

（略称貸金業規制法）第四三条の規定に該当するとき
は、「みなし弁済」になり、有効な支払になってしま
うわけである。

これを根拠に業者は貸金元本と利息制限法違反の利
息を回収していることになる。

次回からは、具体的な金銭債務の整理方法を見てい
きたい。

以下次号



本号では、以下にご報告する横浜国立大学の公開講
座で、漢点字を取り上げていただいた折りのレジュメ
を掲載する予定でしたが、紙面の都合で次号分とさせ
ていただきました。

一 横浜国立大学の公開講座で、

〇〇漢点字〇〇を取り上げていただきました。



講演中の岡田代表

去る七月三十一日（土）、神奈川県民センター四〇二号室で催された横浜国立大学人間科学部・村田忠禧教授の公開講座、「二十世紀の漢字文化を考える」において、触読文字の漢字体系である（漢点字）を取り上げていただきました。本会代表の岡田が、講師を務めさせていただきました。

川上先生の奥様（日本漢点字協会会長）と加藤俊和様（同理事）が、ご遠方より駆け付けて下さいました。大変力強い味方を得た思いでした。感謝申し上げます。

は、講座の内容

- ① ボーダーレス時代の日本と中国の漢字文化、人名用漢字拡大の問題点
- （村田忠禧教授）
- ② 日本と中国の漢字改革の共通性と個別性および統一化



公開講習会の様子



講演中の村田教授

の可能性について
 (馮良珍(ふう・りょうちん)教授)
 ③ 漢字を表現できる点字Ⅱ「漢点字」とは何か、
 およびその国際化の可能性について
 (岡田健嗣)



講演中の馮教授

村田先生は、本会発足当初より、本会の活動を視覚障害者の「識字運動」と捉らえて下さって、とりわけ活動当初の製作物である『漢字源』（藤堂明保編、学習研究社）の完成にご尽力下さいました。今後の「国際漢点字」の実現を目指して、益々お力添えいただけるものと存じます。

馮先生のご発表は、〈漢点字〉の成り立ちが、『漢字』の成立に酷似していることを、改めて証明して下さいました。

この六時間の講座を録音したものを、DAISYに収めて頒布する予定です。



ご希望の方はお問い合わせ下さい。

二 日本漢点字協会の

「記号検討委員会」に出席しました。

去る七月四日（日）、大阪府吹田市で催された日本漢点字協会の「記号検討委員会」に、岡田と木下が、名古屋の平瀬さんとともに出席しました。

その折りの模様を、平瀬さんがレポートして下さいましたので、ご精読下さい。

本会では、どのような書籍を漢点字訳して行くかという、もつとも基本的な課題の一致を見えない現状を鑑みて、漢点字の表記並びにカナ、数

字、記号等の表記については、これまでの方式を踏襲する所存です。

これに関してのご意見をお待ちしております。

三 川上泰一先生ご逝去十周年、

日本漢点字協会機関誌

「新星通信」発刊百号を記念

して、式典が催されます。

来る十一月二〇日（土）、日本漢点字協会主催で、記念式典と懇親会が行われます。

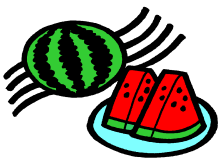
詳細は、同協会

〒五六五―〇八七五

大阪府吹田市青山台三、四一、九

電話〇六（六八三一）四五六五

までお問い合わせ下さい。



四 NPO法人・トータルユースマン

ネット21（「HN21」）が、

漢点字研究会を行います。

この九月を目処に、視覚障害者の識字と（漢点字）への理解を求めて、講座形式の、漢点字研究会を行います。

東京にお住まい、あるいはお勤めの方は、是非ご参加下さい。

日程・会場・内容等の詳細は、同会理事で本会代表の岡田までお問い合わせて下さい。

なお同会では、八月二十一日（土）に会員総会を行い、田中秀臣さんと木村多恵子さんの理事への就任を決議する予定で、漢点字部門の充実を図って行きます。

会員も募集しておりますので、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。



五 つの十月に予定しておりました

「漢点字ボランティア・ワークショップ」

は、都合により延期することになりました。

ご参加を予定しておられた皆様には、多大なご迷惑をおかけすることになりました。

心よりお詫び申し上げます。

お問い合わせ、

E-MAIL:

eib_okada@yhb.ne.jp

羽化の会

URL:

<http://ukanokai.web.infoseek.co.jp>

はびきたる生きたる世の地味な草花
（羽化の会主催の会）



漢文のページ

司馬遷『史記』項羽本紀より
(四面楚歌に続く場面)

項王則夜起飲帳中。
 有美人、名虞。常幸從。
 駿馬、名騅。常騎之。於
 是項王乃悲歌忼慨。
 自為詩曰、
 力拔山兮氣蓋世
 時不利兮騅不逝
 騅不逝兮可奈何
 虞兮虞兮奈若何
 歌數闋、美人和之。項
 王泣數行下。左右皆
 泣。莫能仰視。

項王則ち夜起きて帳中に飲む。美人有り、名は虞ぐ。常に幸せられて従う。駿馬(しゅんめ)あり、名は騅(すい)。常に之に騎す。是に於いて項王乃ち悲歌忼慨(こうがい)し、自ら詩を為(つく)りて曰わく

力山を抜き氣世を蓋(おお)う

時利あらず騅逝(ゆ)かず

騅の逝かざる奈何(いかん)すべき

虞や虞や若(なんじ)を奈何せんと

歌うこと数闋(すうけつ)、美人之に和す。項王泣(なみだ)數行(すうこう)下る。左右皆泣き、能く仰ぎ視るもの莫(な)し。

(始皇帝の没後、秦の力は急速に衰え、各地で反乱が起こつた。楚の項羽は、漢の劉邦と覇を争い、一時は天下を手中にするが、後形勢は逆転、漢軍の奇襲を受けて垓下(がいかに)に追いつめられる。四方を取り囲む兵達が皆楚の歌を歌うのを聞いて、項羽は数多くの楚軍の兵が漢軍に下つたものと思ひ驚く。)

〈大意〉項羽は起き出して、夜とばりの中で酒宴を開く。寵愛する虞美人と愛馬の騅がつき従っている。項羽は自ら詩を作り、意気盛んだつた過去を思い、今や運もつきて、最期を目前にした絶望を歌う。歌うこと數回、虞美人もこれに唱和して歌い、項羽も家臣も皆涙する。

わが恋は人に似ずけり 夏咲くや
 草にひあふぎ 木にはねむのき



伊藤 左千夫

夏の緑ふかい中に咲く合歡木のやさしさ、草叢くさむらに咲くあざやかな檜扇菖蒲ひおうぎあやめ、
 どちらもよく知られた植物である。わが恋は人に似ずけりとは思い切った
 言い方である。他人に似ずと言っているのではなく人間には似ていないと
 言っているように思える。夏空へ向かって淡々と咲く合歡や草の中に朱く
 咲く花のようだと言っているのである。夏咲く花は他の季節に咲く花々よ
 りも生命力を感じさせます。一首にひたむきな思いが伝わるのはそのた
 めであろう。昨今は純愛ブーム等とも言われているが、あの美しくかな
 しい「野菊の墓」の作者はこんな一首も詠んでいる。

夏のわが想ひは 一条の雲となりて
 樓み慣れし屋根を 越えてゆきたり

永井 陽子

わが想いと書くとどこか相聞歌(恋のうた)のように思われがちだが、この一首
 の場合はもう少し幼い憧れのような感じがある。
 夏のと一首をうたい出したことで、明るい青い空を感じさせ、一条の雲とは
 飛行機雲を思わせ、夏空のさわやかさに真っ直ぐに伸びる作者の思いが
 伝わってくる。
 下句の、樓み慣れし屋根という表現もやさしく、大仰なものを越えたりしない
 ことで清潔な作者の、わが想いが伝わってくる。

編集後記

《表紙絵 岡 稲子》

夏真っ盛り、そしてアテネオリンピックがいよいよ本番、機関誌が
 お手元に届く時、日本はいくつのメダルを獲得しているでしょうか。
 多く人が暑さに負けないくらい、応援に熱くなっているでしょう。
 140カ国、4,000名の選手参加予定のパラリンピック(9月17日
 ~28日)の閉会式までオリンピックを楽しみましょう。

次回の発行は10月15日です。 宇田川 幸子

※ 本誌(活字版・テープ版・ディスク版)の無断転載はかたくお断りします。